

ガソリン等を収納する容器について

危険物の取扱いに関して消防法により様々な規制がされており、ガソリン、灯油、軽油、混合油等を収納し運搬する容器は、専用の容器に収納しなければなりません。特にガソリンは危険性が高く、誤った容器に収納し、取扱いを間違った場合等は、漏洩や破裂など死亡事故を引き起こす可能性がありますので、次の内容をご確認いただき、危険物の適正な取扱いにご協力をお願いします。

ガソリン又は混合油を保管する場合



金属製携行缶



灯油用・軽油用ポリ容器



販売用混合油容器等

ガソリン及び混合油は、消防法で定められた性能試験をクリアした金属製の携行缶で保管、運搬してください。

灯油用・軽油用ポリ容器やペットボトル等にガソリンを入れた場合、容器が浸食されて変形し漏れ出る可能性があります。また、ガソリンが揮発し内圧が高くなり、キャップが外れて可燃性の蒸気が漏れ出る危険性もあります。

なお、混合油の販売用容器や一斗缶なども運搬容器には該当しますが、性能試験はキャップを密栓した状態で行っているため、一度解放するとキャップを閉めたとしても衝撃等による漏洩の可能性があるため、繰返しの使用は想定されていません。

◆軽油を保管する場合

- ◆容器に軽油用と表示されているもの又は金属製携行缶。
※金属製携行缶を推奨します。
- ◆灯油用容器で軽油は保管しないでください。



軽油用ポリエチレン缶
消防法適合品

●灯油を保管する場合

- 灯油用容器に保管してください。
- 灯油用容器には灯油以外の危険物を入れないでください。

